# 高松市立山田中学校 学校いじめ防止基本方針

令和6年4月

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的な態様は、以下のようなものが挙げられる。

- ○冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる
- ○なかまはずれ、集団による無視をされる
- ○軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ○ひどくぶつかられたり、叩かれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ○金品をたかられる
- ○金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ○嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ○パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等 いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談・通報する ことが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察と連携した対応を取ることが必要である。

(高松市いじめ防止基本方針)より

上記の考えのもと、本校ではすべての職員が「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない」という基本認識に立ち、全校生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作りに努める
- (2) 生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情をはぐくむ教育活動を推進する
- (3) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる
- (4) いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保証するとともに、学校内だけでなく、各種 団体や専門家と協力して、解決にあたる
- (5) 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる
- 2 いじめの未然防止のための取組
  - (1) 生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情をはぐくむ教育活動 生徒一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気作りを学校全体で取り組み、一人ひ とりが活躍できる学習活動や人とのかかわり方を身に付けるためのトレーニング活動、人とつな がる喜びを味わう体験活動などを行う。
  - (2) 生徒会活動

あいさつ運動(やまグリ)や生徒会朝礼(サンフラワー朝礼)、いじめゼロ月間などを通じて、いじめゼロをめざした生徒会活動を推進する。また人権学習で学んだ内容を人権集会で発表したり、

人権標語を考え、校内に掲示したりするなどの活動で、生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら行動できる集団作りに努める。

(3) 道徳教育

毎月1回、道徳の週を設定し、学校全体または学年団で道徳の共通教材を利用し、一人ひとり の心の成長を促すとともに、心と心の連携を図る。

道徳の時間には、**いじめを題材とし、命の大切さについての指導を行う。**「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らないふりをすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させ、人権集会に向け、人権意識を高める。

(4) 教師集団の取組

教師一人ひとりが**わかりやすい授業を心がけ、基礎・基本の定着を図る**とともに学習に対して 達成感、成就感を持たせ、自己有用感を味わい、自尊感情をはぐくむことができるように努める。 また、教職員の言動がいじめを誘発、助長、黙認することがないように細心の注意を払い、教職 員研修を充実させる。

(5) インターネット等に関する指導・啓発

インターネットを通じて行われるいじめを防止するために、生徒に対して**情報モラルに関する 指導**を行うとともに、インターネット等の適切な利用等について保護者への啓発を行う。

- (6) 保護者、地域へのはたらきかけ いじめ防止に向けて、PTAや地域の人と連携しながら、いじめ防止の取り組みを推進する。
- 3 いじめの早期発見・対応、早期解決に向けての取組
  - (1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる

すべての教職員が**生徒の示す変化を見逃さないように、日常的な観察をし、いじめではないかと疑いをもって、積極的にいじめを認知するように努める。**また「生活ノート(ライフ)」等を活用して、**日々の学校生活や友人関係等の把握に努める。** 

(2) いじめ早期解決のために全職員が一致団結して問題の解決にあたる

いじめの実態を把握するために、**定期的なアンケート調査**を行う。また、生徒の悩みを積極的に受け止めるため、教育相談窓口の周知を行い、スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)等の専門家や教職員の教育相談を実施する。

アンケート調査においては、学校(教育相談担当教員)で一括して保管する。また、いじめに 係る情報や指導の経緯などを適切に記録しておく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

いじめが起きたときは、**家庭との連携をいつも以上に密**にし、学校の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて、指導に生かす。また**関係機関とも連携**をとりながら早期解決にあたる。

- 4 いじめ問題に取り組むための校内組織
  - (1) 学校内の組織(いじめ防止対策委員会)

いじめ防止に関する措置を実効があるように行うため、管理職、生徒指導主事、教育相談担当、 養護教諭、該当学年主任、該当学級担任、SC、SSWによるいじめ防止対策委員会を毎週1回(水 曜日)行っている。そこで、現状や指導についての情報交換、および共通行動についての話し合い を行う。状況に応じて臨時に開催することもある。

# (2) いじめへの早期対応、解消

いじめが生じた際には、問題の解消まで学校全体で組織的に対応する。いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが解消している状態とは、①いじめに係る行為が止んで少なくとも3ヶ月の期間継続している②被害生徒が心身の苦痛を感じていない等の状態をいう。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏ま え、いじめの被害生徒や加害生徒について注意深く観察するように努める。

解消に向けて、速やかに緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力、役割分担して対応する。 また、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じて、外部の関係機関(警察、子ども女性相談センター等)との連携を行う。そのため、関係機関と平素から連携を密にしておく。

(3) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするために、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

## 5 いじめに対する措置

いじめの認知については、教職員が個々に行うことなく、「いじめ防止対策委員会」の中に設定された集約担当が生徒のささいな変化やトラブルのすべてを収集し、その後、「いじめ防止対策委員会」での調査等を経て、いじめか否かの判断を行う。

- (1) いじめを認知したときの対応
  - ・ いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。
  - ・ いじめ認知した教職員は情報を共有し、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなど事実関係 を確認する。
  - ・事実確認の結果は加害・被害生徒の保護者に連絡をする。
- (2) いじめられた生徒、保護者への支援
  - ・ いじめられた生徒から事実確認の聞き取りをする。
  - ・ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝える。
  - ・ 生徒の個人情報の取り扱い等、**プライバシーに留意**して対応する。
  - いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、寄り添える体制をつくる。
  - ・ いじめが解決したと思われる場合でも継続して十分な注意を払い、折に触れて本人および保護者へ必要な支援を行う。
- (3) いじめた生徒への指導、その保護者への助言
  - ・ いじめたとされる生徒から事実関係の聞き取りを行う。
  - ・ 生徒の個人情報の取り扱い等、**プライバシーに留意**して対応する。
  - ・ いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせ、再発防止に関する指導を行う。
  - ・ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝え、保護者の協力を 求めるとともに、保護者に対する助言を行う。
  - ・ いじめにより重大事態を引き起こした場合は、**いじめられた生徒を徹底して守り通すという**

観点から警察署と相談して対処する。

- (4) 学級および学年全体への指導
  - 学級指導などを通して、いじめは絶対に許されない行為であることを指導する。
  - ・ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として考えるよう指導する。
  - ・ すべての生徒が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団作りに 努める。
- 6 重大事態への対処
  - (1) 報告

いじめにより、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより 相当期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような**重大事態の事案につい** ては、兆候が確認できた早期の段階で市教育委員会学校教育課に相談する。

(2) 調査

重大事態に対して、学校が主体的になって調査を行う場合は「いじめ防止対策委員会」を開催し、アンケートや聞き取りなどの方法により、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。調査を行ったときは、いじめを受けた生徒およびその保護者に対し、この調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報を適切に提供する。

## 7 その他

(1) 教職員の指導力向上

いじめへの対応に係る具体的な指導上の留意点などについて、**いじめ問題への取組みチェックリスト(高松市児童生徒問題行動等対応マニュアル)を参考に校内研修や職員会議で周知を図り、普段から教職員の共通理解を図る。** 

(2) 基本方針の見直し

基本方針については、本校におけるいじめの防止等が機能的かつ組織的に推進できるよう、 随時見直しを図る。

## 資料

参考資料1 高松市いじめ防止基本方針(平成29年12月)

参考資料 2 香川県いじめ防止基本方針(平成29年6月改定)

参考資料3 いじめ防止対策推進法(平成28年5月改定)

参考資料 4 高松市児童生徒問題行動等対応マニュアル(平成29年3月)

平成30年1月26日改訂 平成31年1月21日改訂 令和2年1月20日改訂 令和3年1月13日改訂 令和4年1月19日改訂 令和5年1月19日改訂 令和6年1月19日改訂